

# 板橋区一時保育者登録要綱

(平成6年3月31日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は乳幼児を持つ区民の学習支援のために、区が実施する各種講座・講演会・その他の活動等に伴う一時保育に従事する保育者（以下「一時保育者」という。）の登録について定めるものとする。

(保育者の登録資格)

第2条 一時保育者として登録できる者は、乳幼児を持つ区民が学習活動に参加することについて理解があり、子どもに対し愛情を有する者で、区が実施する「子育て支援者養成講座2級課程」を修了した者、教育委員会が実施する「一時保育者養成講座」を修了した者、区及び地方自治体が実施する子育て支援員を養成するための講座を修了した者、又は相当の実績を有する者とする。

(保育者の登録)

第3条 一時保育者として登録しようとする者は、指定された期間内に一時保育者登録申請書（[別記第1号様式](#)）により教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は前項の申請があった場合は一時保育者登録名簿に登載し、登録証（[別記第2号様式](#)）を発行する。

3 登録の有効期間は、登録日から翌年3月31日までとする。ただし、更新することができるのは満69歳までの者とし、登録は満70歳に達した年度の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第4条 一時保育者として登録した者（以下「登録保育者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに登録内容変更届（[別記第3号様式](#)）により教育委員会に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第5条 教育委員会は登録保育者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、登録を抹消し、一時保育者登録抹消通知（[別記第4号様式](#)）により通知する。

(1) 登録辞退の申し出があった場合

(2) その他、登録保育者としてふさわしくない行為があると認められた場合

(登録保育者の紹介)

第6条 教育委員会は登録保育者の広範な活動の場を確保するため、並びに「一時保育付事業」の普及を図るため、次の事業等に対し登録保育者を紹介することができる。

(1) 区民を対象とした区主催事業

(2) その他、教育委員会が認める事業

(登録保育者への依頼)

第7条 前条の紹介を受けた区及び団体等は、登録保育者に対し、一時保育の日時、場所及び一時保育者対象児の人数、年齢等を明確にし、事前に依頼する。

2 前項の依頼の後、乳幼児の参加が無くなったこと等の理由により派遣を取り消すことがある。この場合は、遅くとも活動日の前日までに連絡することとし、謝礼は支払わないものとする。

(登録保育者の義務)

第8条 登録保育者は第6条の規定により紹介を受けた団体からの依頼内容を承諾した場合には一時保育に従事する。

2 前項により一時保育に従事した時は、登録保育者は活動報告書（[別記第5号様式](#)）を事業課（所）

を通じて教育委員会まで提出する。

- 3 登録保育者の都合により当日の活動ができなくなった場合には、すみやかに教育委員会および依頼団体まで届け出るものとする。
- 4 登録保育者は、年1回、健康診断を受診し、自身の健康管理に努める。
- 5 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(登録保育者の責務)

第9条 登録保育者は、一時保育を行うに当たっては、安全確保のため十分注意しなければならない。

- 2 登録保育者は必要に応じ研修等に参加し、一時保育について理解を深めるとともに、保育の質の向上に努めなければならない。

(謝礼金)

第10条 一時保育の謝礼については、依頼団体等と登録保育者との話し合いにより決めるものとし、依頼団体等の責任において支払うこととする。ただし、区の主催事業の場合は、別途定める基準により支払うものとする。

(保険)

第11条 登録保育者は一時保育中の不慮の事故に備えて損害賠償保険・傷害保険に加入する。当該保険の保険料は教育委員会が負担する。

(健康診断)

第12条 教育委員会は、一時保育者として登録しようとする者から登録申請を受ける際に、健康診断の受診状況を確認し、必要と認めたときは、当該申請者に健康診断の受診を指示することができる。

(助言、指導及び協議)

第13条 教育委員会は良好な一時保育を確保するため、登録保育者に対し、助言・指導を行う。また、必要に応じ関係者で協議ができるものとする。

付則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成7年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成8年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成17年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成22年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成23年12月15日から施行する。

付則

この一部改正は平成26年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

# 一時保育者登録申請書

年 月 日

		登録No						
ふりがな 氏名				生年月日 年 月 日				
住所 (自宅)	〒			年齢 歳				
		電話 (自宅) (Fax あり・なし)						
保育依頼 の連絡先	生涯学習課から依頼する際に連絡してもよい連絡先をご記入ください (都合のいい順に<>に番号をつけてください)							
	自宅電話 <>	携帯電話 <>	電子メール <>					
事業課に知らせる連絡先 (希望に○印)	自宅電話のみ    携帯電話のみ    自宅電話と携帯電話    その他							
自宅からの最寄り駅 (2路線利用可能な場合は、2駅ご記入ください) 線 駅 (自宅から駅まで 分)、 線 駅 (自宅から駅まで 分)								
保育に関する 免許・資格等	有 (保育士・幼稚園教諭・看護師・その他<>) ・ 無 一時保育者養成講座 ( 年修了) 子育て支援者養成講座 ( 級課程・ 年修了) 子育て支援員を養成するための講座 ( 年修了・ で受講)							
保育に関する 経歴 (実務経験)	有 ( ) ・ 無							
都合のよい 時間	月	火	水	木	金	土	日	<希望地域> ・ どこでも可 ・ 東上線沿線    ・ 三田線沿線 ・ その他
都合のよい曜日・時間帯の 枠内に○をつけてください	午前							
	午後							
	夜間							
保育に関する特技など (ご自身のPRを自由にご記入ください)								
自由欄 (その他ご希望などご記入ください)								
健康診断受診状況の確認 (結核等の感染症予防のため確認させていただきます)								
この1年間で胸部レントゲン検査を受けましたか。 受けた ・ 受けていない 「受けた」とご回答の方は、受診月日と結果をお教えてください。 平成 年 月 日受診								

結 果； 異常なし ・ その他（ ）

第2号様式

(おもて)

年度	No
一時保育者登録証	
氏名	
住所	
上記の者は板橋区登録一時保育者であることを証する。	
発行日	年 月 日
板橋区教育委員会教育長	印

(うら)

◆取扱い上の注意◆	
1. 登録保育者として活動する際は必ず携帯すること	
2. 他人に貸与しないこと	
3. 住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに届け出ること	
4. この証は 年 月 日まで有効とする	

## 一時保育者登録内容変更届

氏名 (登録時) \_\_\_\_\_

登録証No \_\_\_\_\_

登録した内容を下記のとおり変更いたします。

年 月 日

ふりがな 氏名								生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所 (自宅)	〒							電話 (自宅)	
自宅からの最寄り駅 (2路線利用可能な場合は、2駅ご記入ください)							自宅以外で平日9:00~17:00の連絡先		
線 駅 (自宅から駅まで 分)							(名称)		
線 駅 (自宅から駅まで 分)							(電話)		
保育に関する 免許・資格等	有 (保育士・幼稚園教諭・看護師・その他< >)・無 一時保育者養成講座 ( 年修了) 子育て支援者養成講座 ( 級課程・ 年修了) 子育て支援員を養成するための講座 ( 年修了・ で受講)								
保育に関する 経歴(実務経験)	有 ( )・無								
都合のよい 時間		月	火	水	木	金	土	日	<希望地域> ・どこでも可 ・東上線沿線      ・三田線沿線 ・その他
都合のよい曜日・時間帯の 枠内に○をつけてください	午前								
	午後								
	夜間								
その他									

\*変更する項目だけご記入ください

# 一時保育者登録抹消通知

年 月 日

様

教育委員会教育長

板橋区一時保育者登録要綱第5条に基づき下記のとおり登録を抹消しますので通知します。

記

登録証 No	
抹消 年月日	年 月 日
理由	(1) 登録辞退の申し出があった (2) 登録保育者としてふさわしくない行為があると認められた

\*なお、一時保育者登録証をすみやかに返還してください。



